

令和3年4月23日

課外活動団体代表者へ

統合キャリアセンターSUセンター長

まん延防止等重点措置等に基づく要請について(通知)

文部科学省及び埼玉県より、まん延防止等重点措置等に基づく要請がありましたので、以下の事項について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、代表者は構成員全員に必ず周知徹底し、感染防止に努めるようお願いします。

1. 基本的事項

- ・不要不急の外出は控えること。
- ・県境をまたぐ移動を控えること。
- ・「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けること。

2. 飲食に関する事項

- ・「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）を避けること。
- ・部活動後の集団での食事を控えること。
- ・いわゆる「新歓コンパ」、学生の自宅・下宿で行われるものを含めた懇親会等を自粛すること。

3. 課外活動の内容に関する事項

- ・部活動に付随する屋内での着替えや車での移動といった場面での感染に注意すること。
- ・統合キャリアセンターSUに提出済の「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」を順守するとともに、各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成している感染防止ガイドライン等を再確認し、感染予防対策の徹底すること。
- ・学生同士が組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動のように、感染リスクの高い活動を一時的に休止するなど再検討すること。
- ・合宿については、休止すること。また、他校との練習試合等については、中止や延期等を検討すること。

以上